○飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法(昭和54年8月18日農林水産省告示第1182号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
2 格付の表示の様式 格付の表示の様式については、表1の左欄に掲げる飲食料品及び約 りとする。	由脂ごとに,同表の右欄のとお	2 格付の表示の様式 格付の表示の様式については、表1の左欄に掲げる飲食料品及び油脂ごりとする。	とに、同表の右欄のとお
表1ー飲食料品及び油脂ごとの格付の表示の様式		表1一飲食料品及び油脂ごとの格付の表示の様式	
(略)	(略)	(略)	(略)
C.1~C.8 (略)	附属書C	C.1~C.8 (略)	附属書C
(削る)		<u>C.9</u> 定温管理流通加工食品	
<u>C.9</u> 人工種苗生産技術による水産養殖産品		<u>C.10</u> 人工種苗生産技術による水産養殖産品	
C.10 障害者が生産行程に携わった食品		(新設)	
(略)	(略)	(略)	(略)